

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	忘れ・応募者数	
ベンチマーク等データ利用(外国株式指数等(MSCI)情報の利用)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$382,734.00	-	-	-	-	-	59,706,504円(1\$=156円換算)
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	MSCI合同会社 東京都千代田区大手町1-7-2	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
GICS(Global Industry Classification Standard)情報を使用するためのデータ利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	MSCI Inc. 7 World Trade Center 250 Greenwich Street, 49th Floor New York, NY 10007, USA	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$15,700.00	-	-	-	-	-	2,449,200円(1\$=156円換算)
ベンチマーク等データ利用(ブルームバーク・バークレイズ・インデックスデータ提供)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	Bloomberg Index Services Limited 731 Lexington Avenue New York, NY 10022, USA	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$100,950.00	-	-	-	-	-	15,748,200円(1\$=156円換算)
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	FTSE INTERNATIONAL LIMITED 10 Paternoster Square, London, EC4M 7LS, United Kingdom	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
外国債券指数(FTSE債券インデックス)情報の利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	FTSE Fixed Income LLC 28 Liberty Street, 58th Floor, New York, NY 10005 USA	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$13,506.60	-	-	-	-	-	2,107,030円(1\$=156円換算)
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	FTSE Fixed Income LLC 28 Liberty Street, 58th Floor, New York, NY 10005 USA	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
ベンチマーク等データ利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町1-9-2	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	8,976,000	-	-	-	-	-	
オルタナティブ投資に係る市場参照ベンチマークの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	S&P Opco, LLC 55 Water Street, New York, New York 10041	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	\$42,000.00	-	-	-	-	-	6,552,000円(1\$=156円換算)
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	S&P Opco, LLC 55 Water Street, New York, New York 10041	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
国内株式指数(TOPIX)情報の利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	株式会社JPX総研 東京都中央区日本橋兜町2-1	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	7,392,000	-	-	-	-	-	
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	株式会社JPX総研 東京都中央区日本橋兜町2-1	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	16,500,000	-	-	-	-	-	

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数 (人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人 の区分	国所管・ 都道府県 所管の区分	忘れ・ 応募者数	
指数会社との直接契約	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	モーニングスター・ジャパン株式会社 東京都港区新橋1-1-1	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	運用資産残高に応じて変動	-	-	-	-	-	
外国株式アクティブに係るS&P TSX Capped Composite Indexの購読	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	TSX Inc. EY Tower 300-100 Adelaide Street West, Toronto, ON M5H 1S3	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	\$23,100.00	-	-	-	-	-	3,603,600円(1\$=156円換算)
WMライターレートの利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	リフィニティブ・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第32条第1項第1号 ベンチマークデータは、契約の相手方が所有する知的財産権であり、データの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有している。当該契約の相手方が独占的に提供しており、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	1,174,800	-	-	-	-	-	
金融メッセージングサービス(SWIFT)の利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	SWIFT(国際銀行間通信協会) Avenue Adele 1, 1310 La Hulpe, Belgium	会計規程第32条第1項第1号 統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされたことに伴い、統合ネットワークシステムと接続している資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスについても延長することとした。本契約は、企画競争で選定された資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの契約相手方がその構築にあたって提案したサービスであり、当該サービス以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	単価契約	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額：40,331,000円 6,533,622円(1\$=162円換算)
T-MONOLIXネットワークサービス利用(BPI-plus回線)の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区大手町一丁目9番2号	会計規程第32条第1項第1号 統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされたことに伴い、統合ネットワークシステムと接続している自家運用の実施にかかわる国内債券ポートフォリオ管理ツールのサービス(BPI-Plus)についても利用を延長することとした。当該サービスを利用するにあたって、契約相手方のデータセンターに接続出来るのはT-MONOLIX回線を用いた接続のみであり、他の回線を利用して接続することは不可能であることから、他に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	1,320,000	-	-	-	-	-	
トレードマッチングサービス(DTCC)の継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	DTCCジャパン株式会社 東京都千代田区霞が関3-2-5	会計規程第32条第1項第1号 統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされたことに伴い、統合ネットワークシステムと接続している資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスについても延長することとした。本契約は、企画競争で選定された資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの契約相手方がその構築にあたって提案したサービスであり、当該サービス以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	990,000円(固定費)+変動費	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額：2,138,400円
労働者派遣業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	株式会社リクルートスタッフィング 東京都千代田区有楽町1-13-1	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価派遣料金	-	-	-	-	-	複数年契約 派遣労働者1名あたり見込年額：6,732千円程度 ～47,520千円程度
CUSIPライセンスの継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	CUSIP GLOBAL SERVICES 45 Glover Avenue, Norwalk, CT 06850, USA	会計規程第32条第1項第1号 銘柄コードのライセンスは、ライセンス保有者がデータの算出や公表、利用等当該データに関する一切の権利を有しており、当該契約の相手方が独占的に提供していることから、代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	\$66,465.00	-	-	-	-	-	10,368,540円(1\$=156円換算)
証券マスターベース構築のための債券データの取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	ICE Data Services Japan株式会社 東京都中央区入船2丁目1番1号	会計規程第32条第1項第1号 当法人が債券について資産管理を委託しているマスタートラスト信託銀行は、ICE社の債券データを使用している。マスタートラスト信託銀行が使用している情報ベンダーから提供される数値を提供して時価評価やリスクの計測を行うことが必須であり、当該データを提供できるのはICE社以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	88,000,000	-	-	-	-	-	
ブルームバーグ端末経由での各種指数のリアルタイム情報取得	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/1	ブルームバーグ・エル・ビー 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング21階	会計規程第32条第1項第1号 統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされたことに伴い、統合ネットワークシステムと接続している資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスについても延長することとした。本契約は、資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの拡張機能であり、現行の契約相手方以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	単価契約	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額：56,318,227円 (1\$=152円換算)
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの継続利用	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/3	ブルームバーグ・エル・ビー 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング21階	会計規程第32条第1項第1号及び会計規程第32条第1項第3号 統合ネットワークシステムが2026年6月まで稼働延長することとされたところであるが、現在統合ネットワークシステムと接続している既存外部ツール等を別のツール等に変更した場合、別途接続対応をしなければ利用できないため代替性がない。また、既存外部ツール等の現行契約期間終了後から共通業務基盤稼働開始まで(2025年4月1日～2026年3月31日まで(最長2026年6月末まで))の短期間において、次期外部ツール等の導入に向けた調達手続きを実施した場合、統合ネットワークシステムと共通業務基盤それぞれに接続するための設計・構築費用等が追加で発生することとなり合理的でないため。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	270,727,668円(固定費)+変動費	-	-	-	-	-	契約期間総額見込額：273,065,665円 (1\$=152円換算)
労働者派遣業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/8	グレース・アーキテクト株式会社 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング20階	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条 第2号により省略	派遣労働者受入れの都度締結する個別契約に基づく時間単価派遣料金	-	-	-	-	-	複数年契約 派遣労働者1名あたり見込年額：6,732千円程度 ～47,520千円程度

競争性のない随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

契約の名称又は内容	契約担当者の氏名、所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計規程の根拠規定及び理由	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数(人)	公益法人の場合			備 考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	忘れ・応募者数	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/10	株式会社ジェイエイシーリクルートメント 東京都千代田区神田神保町1-105番地 神保町三井ビルディング14階	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスのライセンス追加	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/10	ブルームバーグ・エル・ビー 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング21階	会計規程第32条第1項第1号 資産運用に係る統合運用管理基盤提供サービスの利用においては、当該サービスのベンダーであるブルームバーグ・エル・ビー社からライセンスを購入する以外に代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	10,001,454	-	-	-	-	-	
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/21	KANAEアンソシエイツ株式会社 東京都港区芝公園一丁目1番11号 興和芝公園ビル9階	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/21	株式会社コトラ 東京都港区麻布台一丁目3番1号	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/25	有限会社エスベランサ・ビジネス・コンサルティング 東京都千代田区内幸町2-2-2 富国生命ビル17階	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/25	カナラス株式会社 東京都渋谷区渋谷一丁目1番3号 アミーホール4F	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/25	アक्सコンサルティング株式会社 東京都千代田区麹町4-8 麹町クリスタルシティ6F	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約
事務室の賃貸借契約(再契約)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/28	森ビル株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号	会計規程第32条第1項第1号及び会計規程第32条第1項第3号 現入居ビルからの移転にあたって現入居ビルと同等の要件を満たすビル(交通の便、フロア面積、セキュリティ体制、災害時対応等)を掘り新築した契約を結ぶ場合、移転経費等多額の費用が発生するため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	複数年契約
事務室の非常用発電設備共同利用サービスの利用(再契約)	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/28	森ビル株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号	会計規程第32条第1項第1号 非常用発電設備の共同利用サービスについては、別途締結する定期建物賃貸借契約に基づくサービスを利用する必要があり、また、当該配電をするのは当ビル内の森ビルが所有する発電設備になるため、これを提供可能なのは賃貸人である森ビル株式会社のみであり代替性がないため。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	契約金額については、契約当事者間の約定により非公表	-	-	-	-	-	複数年契約
人材紹介業務	年金積立金管理運用独立行政法人 経理責任者 吉川正博 東京都港区虎ノ門1-23-1	2025/4/28	ランスタッド株式会社 東京都千代田区紀尾井町4-1	会計規程第32条第1項第1号 応募資格要件を満たしたすべての応募者と契約するもの。	会計規程施行細則第50条第2号により省略	成功報酬として理論年取の一定割合	-	-	-	-	-	複数年契約